

平成21年第3回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成21年5月13日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成21年5月13日
2. 閉 会 平成21年5月13日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	目 黒 一	7番	五十嵐 忠比古	12番	伊 藤 勝
2番	多 賀 剛	8番	武 藤 道 廣	13番	清 野 邦 夫
3番	青 木 照 夫	9番	大 沼 洋 平	14番	清 野 興 一
4番	荒 海 清 隆	10番	長谷沼 清 吉		
5番	清 野 佐 一	11番	長谷川 徳 喜		

2. 不応招議員

6番	渡 部 昌
----	-------

平成21年第3回西会津町議会臨時会会議録

平成21年5月13日(水)

開 会 10時02分

出席議員

1番	目 黒 一	7番	五十嵐 忠比古	12番	伊 藤 勝
2番	多 賀 剛	8番	武 藤 道 廣	13番	清 野 邦 夫
3番	青 木 照 夫	9番	大 沼 洋 平	14番	清 野 興 一
4番	荒 海 清 隆	10番	長谷沼 清 吉		
5番	清 野 佐 一	11番	長谷川 徳 喜		

欠席議員

6番 渡 部 昌

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山 口 博 續	経済振興課長	新 田 新 也
副 町 長	薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
総務税政課長	伊 藤 要一郎	教育委員長	佐 藤 晃
まちづくり政策室長	成 田 信 幸	教 育 長	長谷川 隆 夫
町民情報課長	大 竹 享	教 育 課 長	高 橋 謙 一
健康福祉課長	藤 田 潤 一		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会臨時会議事日程（第1号）

平成21年5月13日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第6 議案第2号 西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第7 議案第3号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第4号 平成21年度西会津町一般会計補正予算（第1次）

日程第9 議案第5号 野沢小学校校舎及び体育館耐震補強（建築主体）工事請負契約の締結について

閉 会

○議長 ただいまから、平成 21 年第 3 回西会津町議会臨時会を開会します。

(1 0 時 0 2 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

6 番、渡部昌君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

その他の報告について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告をいたします。

本臨時会に、町長より別紙配付のとおり、5 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、室長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、3 番、青木照夫君、12 番、伊藤勝君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 5 月 13 日の 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 5 月 13 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、山口博續君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分
分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 1 号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分
の承認について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたが、過疎地域自立促進特別

措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正が、本年 3 月 31 日に成立したことに伴い、町税特別措置条例の一部を改正することについて、議会を招集する暇がありませんでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、改正法令の公布日と同じ、本年 3 月 31 日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

それでは、改正内容についてご説明を申し上げたいと思いますが、併せて、条例改正案新旧対照表の 1 ページをご覧くださいと思います。

「西会津町税特別措置条例の一部を次のように改正する。」

第 3 条は、「過疎地域における固定資産税の課税免除」の規定であります。適用期限を「平成 21 年 3 月 31 日」から「平成 22 年 3 月 31 日」まで延長するものであります。

次に、附則であります。施行期日を平成 21 年 4 月 1 日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　これから議案第 1 号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、承認することに決しました。

日程第 6、議案第 2 号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　議案第 2 号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、町長が提案理由でご説明申し上げましたが、今次の改正は、平成 21 年度の地方税法等の改正に伴うものであり、主な内容につきましては、これまで税源移譲に伴う補完措置として行われていた個人町民税からの住宅ローン控除を、新たに住宅借入金等特別税額控除として制度化したこと、また、段階的に本則課税に移行することとしていた個人町民税における上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率について、現下の経済情勢を踏まえ軽減期間を延長したこと、さらに、固定資産税における土地の評価額の変化に伴う不均衡を是正するための負担調整措置を継続したこと、このほか期限切れとな

る特例措置の期間延長などであり、これら改正の関係法令が本年3月31日に公布されたことに伴い、町税条例等の一部を改正することについて、議会を招集する暇がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、改正法令の公布日と同じ、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

それでは、改正内容についてご説明を申し上げたいと思いますが、併せて、条例改正案新旧対照表の2ページをご覧くださいと思います。

今次の改正は、大きく3つの条で構成しております、まず第1条であります、「西会津町税条例の一部を次のように改正する。」

改正内容であります、第36条の2第4項は、「町民税の申告」に関する規定でありまして、「寄附金税額控除申告書」に係る様式番号を新たに追加するものであります。

第39条第1項は、「個人町民税の徴収方法」に関する規定であります、次の第48条の2第2項の削除に伴い、同項を規定している条文を削除するものであります。

第48条の2第2項は、「給与所得及び公的年金等以外の所得に係る個人町民税の特別徴収」に関する規定であります、給与所得及び公的年金等以外の所得がある場合の所得割町民税について、公的年金からの特別徴収税額に加算して徴収する規定を削除するものであります。

次に、同条第3項の改正につきましては、前項の削除に伴う文言と条項番号の整理であります。

第48条の3は、「特別徴収義務者」に関する規定であります、前条第2項の改正規定に基づき、当該規定を削除するものであります。

第48条の5は、「年金所得に係る仮特別徴収税額等」に関する規定であります、これも第48条の2第2項の改正規定に基づき、当該規定を削除すると共に、併せて削除に伴う文言と条項番号の整理を行なうものであります。

第55条は、「固定資産税の納税義務者等」に関する規定であります、土地改良法の適用条項の移動に伴う変更であります。

次に、第57条の「固定資産税の非課税の規定の適用を受ける場合の申告」に関する規定及び第59条の2の規定は、社会医療法人が直接救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置を創設したことによる変更及び追加であります。

第60条は、「固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった場合の申告」に関する規定であります、社会医療法人の規定が追加になったことにより、文言の整理を行なうものであります。

第94条は、民法の法律番号が不足しておりましたので、加えるものであります。

附則第7条の3は、「個人町民税の住宅借入金等特別税額控除」に関する規定であります、これまで税源移譲の補完措置として行なわれてきた個人町民税からの住宅ローン控除を、新たに追加する附則第7条の3の2の規定により、正式に住宅借入金等特別税額控除として制度化するものであります。

附則第8条は、「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」に関する規定であります、附則第7条の3の2の追加に伴う文言と条項番号の整理であります。

附則第 10 条は、「読替規定」に関する規定であります。地方税法の改正で、固定資産課税標準の特例に関する規定の一部が廃止になったことによる文言の整理であります。

附則第 10 条の 2 は、「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受ける場合の申告」に関する規定であります。長期優良住宅に係る適用条項の変更に伴う文言の整理であります。

附則第 10 条の 3 は、「阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の規定の適用を受ける場合の申告」に関する規定であります。当該適用期間終了に伴い削除するものであります。

附則第 11 条及び附則第 11 条の 2 は、「固定資産税における土地の評価額の変化に伴う不均衡を是正するための負担調整措置」に関する規定であります。適用期間を平成 23 年度まで継続するものであります。

附則第 11 条の 3 は、「鉄軌道用地の価格の特例」に関する規定であります。当該適用期間終了に伴い削除するものであります。

附則第 12 条は、「宅地等に係る固定資産税の負担調整措置」に関する規定であります。適用期間を平成 23 年度まで継続するものであります。

附則第 12 条の 2 は削除規定の削除、附則第 12 条の 3 は「用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対する固定資産税に関する経過措置」に関する規定であります。当該適用期間終了に伴い削除するものであります。

附則第 13 条は、「農地等に対する固定資産税の負担調整措置」に関する規定であります。適用期間を平成 23 年度まで継続するものであります。

附則第 13 条の 3 は、削除規定を削除するものであります。

附則第 15 条の 2 は、「特別土地保有税の課税の特例」に関する規定であります。固定資産税の負担調整措置に伴い、平成 23 年度まで継続するものであります。

次に、附則第 16 条の 3 は「上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例」、附則第 16 条の 4 は「土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例」、附則第 17 条は「長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例」、附則第 17 条の 2 は「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」、第 18 条は「短期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例」、附則第 19 条は「株式等の譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例」、附則第 20 条の 2 は「先物取引に係る雑所得等に係る個人町民税の課税の特例」、附則第 20 条の 4 は「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人町民税の課税の特例」に関する規定であります。それぞれ地方税法等の改正に伴う「寄附金税額控除」及び「住宅借入金税額控除」に係る文言の整理を行うものであります。

次に、附則第 19 条の 2 は、「特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」に関する規定であります。上場株式等に係る株券が電子化されたことに伴い、電子化されない株式について、新たに「特定保有株式」として規定するものであります。

附則第 20 条は、「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例」に関する規定であります。適用条項の変更に伴う条項番号の整理で

あります。

次に、本改正条例の第2条であります、「西会津町税条例の一部を次のように改正する」。

改正内容であります、附則第10条の2は「新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする場合の申告」に関する規定であります、住宅借入金等特別税額控除が正式に制度化されたことに伴い、申告書の記載内容を規定することと、併せて適用条項の変更に伴う条項番号の整理であります。

次に、本改正条例の第3条であります、「西会津町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」。

改正内容であります、附則第1条は昨年6月にご議決をいただいた「西会津町税条例の一部改正」に係る施行期日を定めたものであります、個人町民税における上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率の経過措置について、段階的に本則課税に移行することとしておりましたが、現下の経済情勢を踏まえ軽減期間を延長することにしたことから、附則第2条第14項及び第16項を削除し、併せて項番号と文言の整理を行なうものであります。

次に、本改正条例の附則であります。第1条は、施行期日を定めるものでありまして、原則平成21年4月1日とするものであります、次の各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行するものであります。

第1号に規定する「本改正条例第2条及び同附則第3条第3項の改正規定」については、平成21年6月4日施行とするものであります。

第2号に規定する「本改正条例第1条中の附則第7条の3の見出しの改正規定から、附則第20条の4第5項第2号の改正規定まで」については、平成22年1月1日施行とするものであります。

第3号に規定する「本改正条例第1条中の附則第7条の3第3項及び附則第17条第1項並びに附則第17条の2第2項の改正規定」については、平成22年4月1日施行とするものであります。

第4号に規定する「本改正条例第1条中の附則第20条の2第1項の改正規定」については、平成23年1月1日施行とするものであります。

第5号に規定する「本改正条例第1条中の第55条第6項の改正規定」については、農地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

次に、第2条は「町民税に関する経過措置」について、第3条は「固定資産税に関する経過措置」について、それぞれ規定するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　本改正によって、納税者は従来の申告と煩わしさの面ではどうなのかというのが1点。それと、減税というか住宅ローン控除とかそれから借入金が税額控除になるということですが、その該当者は当町においては、何件くらいあって、その影響額と

どうか、20年度の税収よりも該当する人が多くなれば、町税が減るわけですね、その影響額というのは、どの位見込んでいるのか。

大変多岐にわたっての改正であります。これはあれですか、国が改正したことそのままストレートに税条例の変更を持ってきたというふうに受け取っていいんですか。それとも、町独自の独自策がどっかにあればお示しを願いたいのであります。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ご質問にお答えいたします。今次の改正におきまして手続き等に煩わしさは、増えないのかということでございますけれども、基本的には、手続きについては変更はございません。

それから住宅ローンの減税関係のご質問であります。これに対する対象者については、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。影響額でございますが、これについては、これまで税源移譲に伴ったその補完措置として、個人町民税から住宅ローン控除という手続きであったわけでありましたが、これが正式に制度化されたということですので、これに対しての影響額というのは特にございません。この分で制度的に減額になった分については、後から国のほうから補てんされるという制度になっております。

それから今次の改正の基本的な内容でございますけれども、地方税法の改正に基づく、改正でありまして、町独自改正部分というのは、特にございませんのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 専決処分にするほど急を要したということでしょう。該当者がいるから4月1日適用にしなければならぬと、で専決をしたんだから、該当者なんかは、予め調べているわけでしょう。そういうのすぐ出てこないというのは、おかしいんじゃないですか。これから検討してやるというわけではないんでしょうが、今手元にないというだけなの。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 対象者の件でございますけれども、これは、これから調べるということではありませんで、今手元にその把握した資料が、ございませんので、後ほどお示しさせていただきますと思います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 じゃあ、本会議終了くらいには出せるんだね。はい、分かりました。

○議長 10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の質疑で1つお尋ねしたくなったわけでありまして、減税した分国が補てんするというところでありますが、どういう形で補てんされるのかと。減税補てん債のような起債とか、どうのこうのと今までもあったわけですが、起債であるならば、起債の率合いが高くなるわけでありまして、国の補てんの方法、中身をお知らせいただきたいと思っております。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 国からまいりますお金の名称でありますけれども、地方特例交付金で交付されることとなっております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　これから議案第2号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、承認することに決しました。

日程第7、議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、町長が提案理由でご説明申し上げたところではありますが、今回の改正は国民健康保険税の2割軽減該当者への一律適用や、介護納付金の課税限度額引上げなどが主なものであり、地方税法等の改正に合わせ、町国民健康保険税条例の改正を行うものであります。

それでは、条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の43ページをご覧くださいと思います。

第2条第4項は、「介護納付金の課税限度額」についての規定であります。課税限度額超過世帯の増加に伴い、中間所得者層の負担軽減を図るため、課税限度額を「9万円」から「10万円」に引き上げるものであります。

第13条第1項は、「納税義務の発生に伴う賦課」についての規定であります。次の第23条の改正に伴う条項の改正であります。

第23条第1項は、「国民健康保険税の減額」規定であります。先の第2条の改正に合わせ、課税限度額を「9万円」から「10万円」にするとともに、第2項は、これまで条件付軽減対象としてきた2割軽減について、適用条件を撤廃し、一律に適用できるよう削除するものであります。

次に、附則関係につきましては、国民健康保険税に係る各種課税の特例に関する規定であります。本則第23条第2項の削除に伴う条項の改正と、適用条項の移動等に伴う条数及び文言の追加・変更を行なうとともに、新たに附則第7項と第3項を次のように追加することに伴い、項番号の変更を行なうものであります。

新たに追加する附則であります。附則第7項として「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る課税の特例」を、また附則第3項として「上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例」規定を設けるものであります。これは、段階的に本則課税に移

行することにしていた上場株式等の配当・譲渡益について、現下の経済情勢を踏まえ、地方税法の改正に伴い、軽減期間を延長するため追加するものであります。

次に、本条例の一部改正に伴う附則であります。第1条は施行期日でありまして、公布の日から施行し、平成21年度分の国民健康保険税から適用するものであります。ただし、次に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行するものであります。

第1号は、新たな附則として加える第3項と第7項の規定及びそれに伴う各項番号の変更については、平成22年1月1日の施行とするものであります。

第2号は、附則第3項及び第4項の改正規定のうち、条文の文言を加える規定については、平成22年4月1日の施行とするものであります。

第3号は、附則第8項の改正規定のうち、条文の文言を加える規定については、平成23年1月1日の施行とするものであります。

次に第2条は、適用区分でありまして、改正後の第2条第4項及び第23条の規定は平成21年度分の国民健康保険税から適用するものとし、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝　課税限度額の改正の中身ですが、町は2割、5割、7割ですか、今回この2割軽減者のいわゆる中間所得者に対する対応なんです。私もあんまり知らなかったんですが、条件付2割軽減者を撤廃して一律にするという、この条件付というのは、どういう条件であったのか、この点ひとつ聞いておきたいと思います。

当然、今の経済の社会状況からすれば、非常に家庭での国保税の負担というものが非常に大きいんですね。しかし、税収との関係もあるわけなんです。例えば、2割軽減者が一律にするということについては、税との関係でどのような影響があるのか、或いは、2割軽減者というのは、全体の割合からすれば、課税客体のなかで、どの程度にあるのか、この点聞いておきたいと思います。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　2割軽減についての条件ということでございますけれども、2割軽減の部分につきましては、全額の負担能力のあるかたがたと或いは境界線上にあるというかたがたがございます。課税時点におきまして、負担能力が現実にあると認められる場合、或いは、本人が減額を必要としない場合については、軽減しなくてもいいというふうになっております。このような条件について、一律、全額負担能力があるようなかたについても、前年の算定の所得から、今年の算定の所得をする際に急激に落ち込んだようなかたがいるわけでありまして、そういうかたについては、本来負担する能力は、あるんじゃないかと、いうようなかたについては、2割軽減の対象にしなくてもいいというようなことであったわけでありまして、これらは、一律そういう条件は撤廃して、2割軽減の対象にしようということでありまして、なお、本町における2割軽減の対象者に対し

しては、これらの条件によって対象外としているかたはございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 そうすると、確かに昨年の段階で働いていて、今の社会状況からして仕事がなくなってしまったというふうなことでね、該当するかたというのは、私は相当いるのかなとこう思っておったわけですがけれども、実際にはどの程度であったのかね、確かに負担する能力があるかたもあるでしょうし、問題なのは、その線上にいるかたなんですよ。やっぱりその、本当に査定の中で、微妙な査定で線上にいるかた、これらについて、現実には査定の仕方というのは、それはどういう査定方法をとって、今後いくのかと、この辺については、どのような対応をとっておりますか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 2割軽減対象者の人数でございますけれども、本年度の本算定まだ行われておりませんので、昨年の本算定の医療の一般分で申し上げますと、419人というふうになっております。2割軽減該当する区分の振り分けでありますけれども、それについては、所得の内容、世帯の人数、そういったものを勘案しながら判断をしているところであります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 一点だけお聞きしますが、介護納付金の課税限度額を1万円引き上げるということなんですね、これ。この理由というのは、どういうことからですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 課税限度額の引き上げでございますけれども、これについては、いわゆる足切りといえますか、課税の限度を現在9万円にしておりますけれども、それを1万円引き上げることによって、対象世帯が増えるわけですね、増えることによって、今まで少ない人数で税を割って負担していたわけでありましてけれども、限度額を引き上げることによって、対象世帯が増えるということになりますので、いわゆる中間所得者層の負担軽減ということで今次の改正が行われるということでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、介護納付金というのは、介護保険のほうにいくお金ですよ。今まで10万円以上払わなければならない国保の納税者が9万円ですと頭打ちになっていた。西会津の場合、国保の被保険者でそういう人は何人増えると予想できますか。そして、今介護はねえ、本当に施設にしる、それから介護サービスの面でも、負担あって介護なしというのが現実になってきて、それでもなおかつ1万円増額しると、所得によってですけどね、こういうことになったら、大変な負担増が被保険者の肩にぎっしりとのしかかってくるんじゃないかと思うんですが、でこの見返りとして何か減額措置とか、そういうことはないんですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず今回の限度額改正の趣旨でございますけれども、これは国民健康保険税の課税額が、過度に高くないようにということで限度額を設定しているわけでございます。その課税で限度額を超える世帯が、だんだん増えてきたということであります。

て、でそういうことになりますと、中間所得者のかたがたの負担が逆に増えるということでもありますので、今回限度額を引き上げることによって、中間所得者層の層の数ですか、そういうのを増やして逆に負担を軽減していくという内容であります。

本町において、対象となる世帯については、一応 10 世帯ほど対象となっております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長　討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

14 番、清野興一君。

○清野興一　私は、今次の国保税の改正案には、反対であります。その一つは、今質疑でも明らかになったように、介護分の限度額、一万円の増額で、これは聞こえはいいようではありますが、応分の負担ということで被保険者同士が負担をし合って国保制度を成立させていくと、全く国がもう少し国民健康保険のほうにお金を出すならば、省みると、昭和 30 年代に始まったこの国民健康保険というのは、日本国民であるならば、保険のない者をなくそうと皆保険でやろうと、国保の加入者は所得の少ない自営業や農民、そういう人を対象にしていたから、最初は本当に国は、大変こう、国費を投入して国民の健康を守ってきた。こういう歴史的な経過から見ても、国保の被保険者にその大半の負担を押し付ける今のやり方この政府にあると思いますが、しかし、国保の運営主体は町であります。町が町民の暮らし向きを見て、そして、適正な保険料、これを算定するというのも町の大きな仕事だと思います。今国保で大変問題となっているのは、国保税を納めれなくて保険証の取り上げ或いは、短期保険証の発行こういうことが行われており、町民の健康そのものが、本当に危ぶまれている情勢にあります。国保が本当に本来の役割を発揮できるようにこの値上げ案は、撤回すべきだと思います。以上であります。

○議長　次に原案に賛成者の発言を許します。

13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫　私は賛成の立場から討論申し上げます。今 14 番からいろいろお話がございました。私もだいたい考え方というのは、今 14 番の考え方に、国に対する姿勢とかそういうものについては、同感する部分がございます。今まで西会津町は、町民の健康を守るということでいろいろな政策的な、行政的なことをやってまいりましたけれども、いずれにしても国の制度が変わっていろいろとその制度そのものに対する、その姿勢に対するそのことが困難になっている部分がございます。医療費を抑えて、町民の軽減を図るといようなこと、減税をやってまいったわけですね、ずっと。その中で制度が変わって国保加入者を増やしてみたり、今は先ほども 14 番から話ありましたように、国の政策が例えばね、医療費が国民負担が増えるというような傾向にずっとあるわけですね。負担を求めている。いざ、介護保険もそうですけれども、医療費だって、入院したって手術したら 1 週間で出なさいとそういう仕組みつくっているの。病院においておけないケースになっちゃったから出なさいという制度にしている。ですから、国民の健康を守るといような本来の趣旨からいうと、国民健康保険の制度からすると、国民健康保険もそうですが、その他の保険制度からすると、国民の命を守るという根本的な姿勢が、今の国の政策には甚だ

欠けている。それで国民の負担を求めているのが、実態であって、これは先ほど 14 番の言ったとおりであって私は同感に思います。

しかし、介護保険の限度引き上げについては、10 程度という人数ですけれども、これはみんながやはりお互い助け合っていくという姿勢の中で応分に、これ語弊があるかもしれませんが、負担いただくかたは大変だと思いますけれども、そういう制度でございますので、国の法律が改正されたということもありますけれども、そういう制度の仕組みをいかす点からもこれは上げられて憤慨するかたもあるかもしれませんが、それは制度そのものを維持していく観点からやはりやむを得ないものじゃないかと思っておりますので、原案に賛成いたしまして、皆さまがたに賛成をお願いいたしまして賛成討論を終わります。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第 3 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決するに賛成のかたは、起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第 3 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 4 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）を議題といたします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 4 号、平成 21 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、年度開始間もないことから、緊急かつやむを得ないものについて補正を行なうものでありますが、その主な内容といたしましては、消防支援隊並びに消防団員等の増に伴う消耗品費と「第 57 回民報金ばれん」受賞にかかる経費が主なものであり、その財源といたしましては財政調整基金からの繰入金を充当することといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 21 年度西会津町の一般会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,880 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,979,880 千円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6 ページをご覧いただきたいと思っております。

まず歳入であります。17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 4,880 千円の増であります。この結果、補正後の財政調整基金の積立残高は 315,214 千円となる見込みであります。

次に、7 ページをご覧ください。歳出であります。9 款消防費、1 項 2 目非常備消防

費 4,880 千円の追加であります。消防支援隊並びに消防団員等の増に伴う被服費等にかかる消耗品費と「第 57 回民報金ばれん」受賞にかかる記念事業実行委員会への補助金であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝　消防支援隊は、当初 50 名程度想定されていたと、それが 242 名になったと、したがって、法被、ヘルメット、長靴、保険、足りなくなってしまうということなんです。法被、長靴、ヘルメットはワンセットでいくらかかるのか。それから保険も含めると一人当たりどの程度の出費となるのか、まずこの点について、聞いておきたいと思います。

この支援制度は、特段入隊といえますか、加入といえますか、これについては当初は消防団員の経験者とかいっていたんですが、そういうものは取っ払って、誰でも自由に入られるようにしようというふうになったわけですが、これによって相当多くのかたがたが参加をされた、ということでもありますけれども、今後ね、これで一定程度の枠を作ったのか、或いはこれから入るかたについては、規制もなにもないわけですから、どんどんとどうぞ表明する人或いは参加したいかたについては、入ってくださいと、こういうふうになっていくのか、その都度その都度、ワンセットを提供していくということになるということになるわけですが、その辺の見通しというのは、具体的にどういうふうになっておりますか。ある程度現在の 242 名でほぼこれで区切りをしようとかいうことになってるのかね、この点については、今後の見通し含めて町の考えはどうなんですか聞いておきたいと思います。

○議長　暫時休議します。(11時39分)

○議長　再開します。(11時39分)

町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長　12 番のご質問にお答えいたします。まず、1 点目の支援隊のかたがたのいわゆる福利それから、保険関係どれくらいかかるのかということでもありますけれども、法被については、約 6 千円くらい、1 着 6 千円くらいです。それから、ヘルメット、長靴については、それぞれ 3 千円程度を予定しております。ですから服装関係につきましては、だいたい 1 万 2 千円くらい、それから、保険につきましては、今ボランティア保険というものに加入しております。これにつきましては、年間 1 人 2 千円ということもございます。合わせまして 1 万 4 千円ほど、1 人当たりかかるような経費でございます。

それからあと、これから加入についてということもございますけれども、これは、はじめに支援隊を募集した時にも、定数は設けないというようなこと、それから加入、それから退隊については、自由であるという、そういったことでもありますので、今後につきましても加入されるかたにつきましては、随時受け付けていきたいと考えております。

以上であります。

○議長　12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝　あくまでもこれはボランティアですから、加入規定とか、定数を設けないというのは、分かるにしてもね、だいたいこの支援隊というのは、消防団員よりも多くなってしまうことはないと思いますけれども、ある程度ね、これも総枠を定めていったほうがいいのではないかとこのように思いますよ。ていうのは、退団も自由なんですよ、そしてそれはね、こう言うてはなんですけれども、高齢者、ずっと高齢者になっても自分自身は、退団をしないということも自由なんですよ。ですから、ある意味においてはね、じゃあ、それを買ったものは、これは提供する、与えるわけですから、退団した時は返していただくというのが基本なんですよね。当然。そういうことも含めて、考えれば、やっぱり総枠ということも今後考えていくべきではないのかと、その地域全体の中での、だいたいこの程度の支援隊が必要だっていうならば、その枠の中で考えていけば私はいんじゃないかと、それが1つと、あとはですね、少しずれますが、自主消防組織というのがありますよね、これは八重窪ですか、これは、町で特別にヘルメット、法被、長靴等々について、保険等々については、支給はしているんですか、していないんですよね、その点については、どうですか。こういう自主的な消防組織もボランティアといえばボランティアなんだ。でその位置づけというのは、具体的に町としては、どのような位置づけにされているのかということ。

○議長　町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長　まず定数の総枠的なお話でございますけれども、基本的に先ほども申し上げましたように、これは定数を設けなくて本当に自分たちの地域は自分たちで守るんだというようなそういったボランティア意識の下に賛同していただいて、入隊していただいたということでございますので、現在のところは、そういった町民のかたがたのお気持ちを酌みまして、そういった定数を設けないということで今現在は考えているところでございます。

それから、自主防災組織につきましては、それぞれ自治区でですね、自分の自治区を守ろうというようなことでそういった組織を作った経緯がございます。これにつきましては、本当に自治区のほうでそれぞれ自分たちの活動等につきまして、費用を出して、やっているような状況でありまして、これまでのところは、町としても、そういった費用等については、負担していないところでございます。ただ今後、支援隊等によりましてですね、そういった活動がそれぞれの自治区等に波及して行って、それぞれの自治区でそういったことを自分たちの地域は、自分達で守るんだというような、そういった活動が広まってくればそれなりに町としても何かを考えていかなければならないとは思っております。

○議長　12番、伊藤勝君。

○伊藤勝　同じボランティア、消防といってもボランティアですからねえ、消防団、支援隊もボランティア、自主消防組織もボランティアなんです。ある意味では、やっぱりそういうですね、消防や支援隊というのは、町が関与したから当然といえば当然の対応をしたんだろうけれども、本当にその地域に必要な自主防災組織を作ったということであればね、その位置付けだって、本当の意味からすれば、この消防支援隊と連動した形をとっていくというのが私は筋だと思う。ですから、今後はそういうことも含めてですね、検討していただくべきだと申し上げておきたい。これは一般質問じゃないのでこれ以上追究しませ

んけれども、当然といえば当然でしょこういうことはね。

それから、金ばれんについてですが、これは消防団にとって、町にとってみれば非常に名誉なこと。でこれは民報社の内容ですけれども、新聞広告いろいろこれ広告費等々に協力をしなければならぬ。一方ではね、私はこれだけの名誉あるものが、ずっと長い間続いているならば、民報社から逆にその消防団や町に対して、ただばれんだけでなく、金一封とかなんかいただけなのかどうなのかと思ったんですが、その辺はどうなんですかね。出すだけの話なんですかね。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 金ばれんについてのお話でありますけれども、当然これは、消防団に対して、県下一の優良消防団だということで福島県の消防大会で表彰される際に民報社のほうから、いわゆる金ばれんという昔で言えば、火消しのまといのようなものをそれをいただけるというようなことでございます。これらにつきましては、町にいただきまして、それぞれ展示などをして、こういった今までの消防団の活動の評価なりをそれに称えるという、そういったことでありまして、今回は、この消防大会においてはこの金ばれんだけを今いただけるというようなことでございます。その他においては、別に金一封とかそういったものをいただけるというようなことはございません。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 金ばれん受賞記念事業について、お尋ねをしますが、実行委員会を組織して、実施するんだという説明であります。その実行委員会を構成する団体は、どのようなものがありますか。

それとこの事業費の総額と事業の内容、先ほど記念誌も作るんだという説明がありましたが、その他にどのようなものがありますか。

その2つです。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 まず14番の質問にお答えいたします。まず構成団体についてでありますけれども、先日消防団含め消防団の関係団体のかたがたに集まっていたいただきまして、この実行委員会をどういった組織にするかという話し合いをもったわけですけれども、その中で構成団体としまして消防団、それから消防支援隊、それから女性消防隊ということで3つの団体の役員のかたがたで実行委員会を組織していただくということになっております。

それから事業費の内容につきましては、今回227万円という金額を補助金として計上させていただきましたが、これにつきましては、過去の、前年、前々年、そういった町村の受賞した団体の事業などを勘案しまして、計上させていただきましたけれども、想定される事業としましては、先ほど言いましたように祝賀パレード、祝賀会、さらに民報社への広告費というようなことで、そういったことに伴う記念品等の消耗品、さらに記念誌等の印刷製本費、さらに広告料等の役務費、その他ということで補助金等を計上させていただきましたところでございます。

(「だから総額はいくらだ」との発言あり)

先ほど申し上げましたように、227万円ほどこれまでの町村の経費等を想定して計上さ

せていただいた。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 すると、実行委員会の中には、町は加わっていないのですね。全く今挙げられた消防団、或いは消防支援隊、女性消防隊、この3者が中心になってすべてやるということで理解していいんですね。はい、分かりました。

それと、補助金として出すわけですが、100パーセント、補助金を出すというようなことは、今までの事業の中でありましたか。補助要綱なんていろいろ例規集にね、いろいろ書いてあるけれども、補助金として出る額は、各事業なり、そのやろうとすることに対して、いいやつで80パーセント止まり、残りは債務負担とか何かでやった経過はありますが、100パーセント町もこれ、実行委員会に入っているんなら、負担金として出すなら分かるけど、なぜ補助金なんですか。

それともう一つ。それとですね、近隣町村に聞いたら220、30万円かかるだろうと、そういうことで算出したということではありますが、記念誌はそれでは何冊くらい作って、どういうところにお渡しするのか、もっと具体的にね、補助金を出すのであれば、算定基準を、こういうところにこれだけかかりますから、これだけの補助金出しますと、こうやって詰めた予算を本当は作っているんでしょ。そういうのを明らかにしてくださいよ。

今本当に町民が大変な時に、確かに名誉なことではあろうけれども、1日の事業にね、227万円も投入するなんていうことは、町民感情からしたって、もっと圧縮すべきではないのかというのが、私の考えですが、この227万円の算定基準を明らかにしてください。

○議長 副町長、薄友喜君。

○副町長 私のほうから答弁させていただきますが、金ばれんにつきましては担当課長のほうからご説明申し上げましたとおりでございますが、これらの実行委員会につきましては、先ほど申し上げた3団体で実施をすると、それには町は入らないということでございます。これにかかる経費227万円ということでございますが、これは実際にどれだけ経費がかかるかという詳細な金額までちょっと積算しておりませんが、過去にやった町村のいわゆる実績を参考にさせて予算措置をいたしました。その概略的といいますか、概算は積算をしておりますけれども、実際にこれから、その作業をいたしまして積算した結果、いわゆる227万円というのは、最大で227万円の予算措置をしております。したがって、これから記念誌の中身はどういうものにするのか、あるいはパレードをどういう中身にするのかによって、多少金額の相違は出てまいりますので、最終的には、精算をするような形にしたいということでございますし、実行委員会の消防団のほうでも、一部自分たちでできる部分とは、いうようなことも考えているようですので、総体の事業費全額町が負担ということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 消防団で自分たちでできることはと言うけども、消防団の運営資金として、消防団に出ている金というは、24万円しかないんでしょ。その中で全部出したって24万円、5分団あるのでそれぞれ運営に要する経費だっているでしょうからね、24万円しか町出していないんですよ、これ。だから、右肩上がりの時のそういう祝賀会と爪に火をともしするようなことをして財政運営やっている時と同じように考えては困るということだけを申

し上げておきます。以上です。

○議長 副町長、薄友喜君。

○副町長 ちょっと補足して説明申し上げますけれども、いわゆる金ばれんに対する今後の記念事業の内容、これについては第1回の実行委員会をですね、5月18日の日に開催する予定でございますので、その中でどういう内容にするかという具体的な内容が決まると思いますし、その中でその経費の負担の部分は、町は最大で、いわゆる今現在で積算できる部分は227万円ということで積算をして予算を計上いたしましたけれども、その実行委員会の決定の内容によっては、相違が出てくるわけでありまして、祝賀会ですね、祝賀会についても会費制でやるというようなそういう方向で今調整をしているようでありまして、すべてそれらの分まで町が全額補助するという考えではございませんし、また消防団のほうでもどういうお考えになっているか、その実行委員会の中で具体的なその意思表示がされると思いますけれども、今議員がおたのしみのようなこういう経済状況の中でというようなお話があるわけですが、すべて町が全額補助するという考えではございませんのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、平成21年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成21年度西会津町一般会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

暫時休議いたします。(11時39分)

○議長 再開します。(11時39分)

議長を交替します。

○副議長 議長を交替しました。

日程第9、議案第5号、野沢小学校校舎及び体育館耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第5号、野沢小学校校舎及び体育館耐震補強工事、建築主体工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。お手元に入札結果及び説明資料をお配りしておりますので、ご覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

はじめに本事業の経過と工事概要について申し上げます。町長の提案理由説明でも申し上げましたように、本工事は野沢小学校校舎及び体育館の耐震補強工事であります。野沢小学校校舎及び体育館につきましては、ご承知のとおり先に実施しました耐震診断の結果、

耐震補強を要するDランクとの判定となりました。

平成 20 年度国の第 1 次補正予算の中で「安全・安心な学校づくり交付金」が創設されましたことから、この交付金を活用し、耐震補強工事の実施を計画した所でありまして、昨年 12 月議会定例会で予算を確保し、実施設計作業等工事発注に向けての準備作業を進めてまいりましたが、これら作業が完了しましたことから、この度入札を執行いたしました。

工事の概要であります。まず校舎工事から説明いたします。校舎の図面をご覧くださいと思います。校舎につきましては、鉄骨ブレースの設置補強 25 箇所、図面には、赤色の線で示しております。RC壁の補強 18 箇所、図面には、青色の線で示しております。耐震スリット補強 18 箇所を施すほか、2階、3階のバルコニー及び化粧格子の撤去を行い、建物の軽量化を図り、建物の安定を図ることとなります。これ等工事に伴い支障となる部分のリニューアル工事、外壁全面の補修・再塗装工事、屋上給水タンクの取り替え工事等も工事内容に含まれております。

次に体育館でございます。体育館の図面をご覧くださいと思います。体育館につきましては、屋根を全面撤去しまして、鉄骨トラスの全面取替えを行い、基礎及び柱補強工事 9 箇所を実施し、安定を図る予定でございます。これに伴い、屋根の全面葺き替え工事、アリーナ床の全面張替え、外壁の一部塗装等も工事内容に含まれております。なお、本工事を実施に伴い生ずる電気工事は、分離発注しまして、別途発注しております。

本工事につきましては、予定価格の金額が 2 億 1 千万円を超える大型工事であり、町内には発注先のない業種の工事ございました。したがって、条件付一般競争入札を執行し、発注業者の決定を行ったところであります。

本工事入札にあたり町が付しました入札参加の条件は、町の有資格業者名簿の建築工事に登録され、かつ建設業法の建築工事業の許可を得ている者であること。県の建築工事に A ランクで登録されるか、経営審査の客観点が 948 点以上の業者であること。本工事に対応する資格を有する技術者を専任で配置できること。官公庁発注の RC 造工事を過去 3 年以内に 1 件以上、元請で実施していること。喜多方及び会津若松建設事務所管内に本社、支社又は営業所を有する業者であること、等 10 項目であります。

この結果、入札参加審査を経て入札書の送付がありました業者は、受付順に武田土建工業株式会社、滝谷建設工業株式会社、秋山ユアビス建設株式会社、檜内建設工業株式会社、株式会社唐橋、株式会社丸庄工務店、仙健工業株式会社会津若松営業所、入谷建設工業株式会社、田中建設工業株式会社、株式会社相模、会津土建株式会社、株式会社東條建設工業の 12 社でありました。

去る 4 月 28 日に執行しました入札書の開札会の結果、最低の価格をもって入札した業者は滝谷建設工業株式会社であり、その価格は 1 億 3,700 万円でありました。この価格は、予定価格に比較し 66.7%の価格でありまして、西会津町建設工事低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格を下回っておりましたので、本要領に照らし、当該価格で入札したことの理由書、工事費見積内訳書、主要資材購入・主要機器の手配先一覧、会社の経営状況を説明できる書類等、各種資料の提出と会社責任者の出席を求めるとともに、本工事の設計監理業務を委託しております株式会社清水公夫研究所の担当職員にも出席をいた

き、去る5月7日に低入札価格調査を実施したところでございます。

その結果、本業者にあつては、過去の工事経歴や会社資本力からして、本入札価格をもって工事を完成させることのできる力量・技術力を持ち合わせているとの判断になったところでありまして、入札額に消費税及び地方消費税相当額 685 万円を加えた合計額 1 億 4,385 万円を契約金とし、5月8日付け、同社代表取締役役目黒通浩氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成 22 年 1 月 29 日であります。

これをもちまして、説明を終わりますが、工事予定価格が 5,000 万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議くださいます、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長　これから質疑を行います。

11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　今の課長の説明を聞いたわけでありましたが、まず最初にですね、これは議決事項ですから、これは今更反対なんてことは申しませんよ。がしかしですね、建設課長 100 パーセント交付金でこれをやるんですか、また町の持ち出しがあるのかと、この辺をですね、説明してください。まず最初はその辺からですね。

○副議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　今回の耐震補強工事ではありますが、耐震補強にかかる部分は、すべて交付金の対象工事ということで、耐震補強に付随する付帯の部分も当然交付金の対象だということでもあります。一部どうしても補助の対象にできないという部分だけ、町費をつぎ込んでいくということでございます。

○副議長　教育課長、高橋謙一君。

○教育課長　11 番議員のご質問にお答えいたします。今ほど地域整備課長のほうからもお話がございましたが、野沢小学校の耐震補強整備につきましては、平成 20 年度国の第 1 次補正によりまして、安全・安心な。

（「補助の対象外なんぼあるんだと聞いているんだ」との発言あり）

3 分の 2 が補助金でございます、補助残の 100 パーセントが補正予算債を借りることができます。現段階で発注した工事の内容については、単独一般財源の持ち出しはありません。今後、改修でございますので、取り壊した後にいろいろなものが出てくるのが想定されますが、それらについては、一般財源で対応するというところで 230 万円ほど単独分は、3 月に予算を議決いただいているところであります。

○副議長　11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　ほとんど改修工事については、補助額が 100 パーセントと、これは国の施策だと、それは理解できますよ。それ以外の後片付けというのかな、言葉でいえば。それらで 200 万円相当かかるんじゃないかとそういう予測でしょう。

私なぜこういうことを言うかと申しますと、これ安全・安心で子どもを守るということを考えれば、これはやむを得ないと、これは当然だと思いますよ。がしかしですね、国の施策といたって、なぜ私がこういうことをいうかという、昨日もね、ちょっと聞いた

んですけれども、今年の小学生の入学なんかの状況を見ますと、小学校入学した生徒数は奥川あたりで1人もいないと。新郷でもってかろうじて2名いたと。来年は尾野本でゼロだと。こういうことを聞いておりますとですね、いずれは、5つある小学校は存続できないのではないかと、そう私は思いますよ。いくら国でやるからといたって安全・安心の施策をしているんだからって、私はそれに対して異議申し立てするわけではございませんが、そういう先の見通しがあるにもかかわらずですね、今後年次計画で、あと尾野本、新郷、奥川とかそういったそのあれをやる考えなのか、それと同時にやはり、近い将来こういうことが目に見えているんですから、合併というようなことを視野に入れているのか、その辺はどのようにお考えなんですか。それをちょっと教えてください。

○副議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長 それでは11番議員のご質問にお答えをいたします。

まず、小学校の耐震工事の関係の年次計画と申しますか、実施の仕方でありましてけれども、これは今年の3月の定例会でも申し上げましたとおり、今後ですね、残っておりますのが、群岡小学校、それから奥川、新郷は今耐震診断実施中でありましてけれども、これらの耐震工事につきましては、町の全体的な事業計画、またその財政状況もありますので、今後また小学校の適正配置の関係もありますのでですね、町長部局と調整しながら耐震補強工事について、検討してまいりたいというふうに考えております。

また、小学校の統合という話も現在進めております。それなのになぜ耐震化というようなご質問かと思いますが、文部科学省の指導もございまして。まず、耐震工事を実施すればですね、安全・安心な学校施設として小学校統合の新しい学校施設が完成するまでの間、当面、使用できますので児童の安全確保または保護者の、または町民の皆さんの不安解消を図っていききたいというふうに考えております。

また、学校は防災拠点施設いわゆる避難施設でありますので、その機能強化も図っていききたいと、また、統合によってですね、学校が廃校になったとしても、耐用年数は残っておりますので、その建物の耐震補強工事を実施しておりますと、例えば、廃校後の利活用というのが可能になります。そういう意味で耐震工事を進めていききたいということでありまして。

したがってですね、現在学校である間に耐震補強工事を実施すれば国の有利な補助事業を導入できますので、そういう意味で実施していききたいということでありまして、今後の利活用を考えた場合にこの金額については無駄にならないというふうに考えております。

○副議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 これは議決事項ですから、あまりくどくど言うのはどうかと思いますけれども、今の教育長の話聞けば、いずれ現状としては子どもが少なくなって、5校今ある小学校は存続は、大変だと、これはあなたの言ったとおりだと思いますよ。既に奥川小学校なんかゼロですから、副議長入学式に参加したと思うんですけれども、入学おめでどうと言ってきました、あなた。ぜんぜんいないでしょう。どういう祝辞を述べてきたのですか。そういう状況の中で国の施策だというけどよ、これ最近の報道なんで参考までに申し上げますが、今赤字国債で、累計でもって900兆円と、国の赤字財政な。そんなこといったって漠然として分かんないですよ。これ分かりやすいいえば、一人当たり国民が720万

円の結局借金をしているという状況の中で国でやれっていったからって私はそういうことは矛盾してると思うのよ。だからそういうことを考えますとですね、本当に国策というか、国でやれたからって国でやれってからって今、大変な人は大変なんですから、一日でも働くところねえ、一銭の収入もない人がものすごくいるにもかかわらず、こういう無駄遣いを堂々とやっているんですから、私はこれに対してものすごく憤慨しているのですよ。ただそれだけを申し上げておきます。

○副議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 今回の条件付一般競争入札、これは町のインターネットを開くと工事の内容とかですね、入札の参加に対するいろんな説明が出ておりますが、今後ですね、こういう条件付一般入札を公に発注するってことになるのは、金額によるものなのか、或いは議会議決に要するすべてに渡ってこういう条件付一般入札のような形をとっていくのか、この辺の姿勢は町のほうではどういうふうにお考えですか、これ1点聞いておきたいと思います。

今回、非常に66.7パーセントですか、の落札率であったということでありますから、町のいわゆる安ければいいという問題ではない、いわゆる低価格での適格基準、予定価格の85パーセントから3分の2を引いた中での値段、価格と比べると、まさにギリギリの線で、5パーセントを除いた額とまったく同じような額ですね、今回入札されたわけですが、2番札を入れたのと比べるとこの差でも1,200万円出てくるわけですよ。こういう安ければそれなりにその差額は町としてもいろいろ対応の仕方もあるでしょうけれども、我々も専門的でないので分かりませんが一般的にこういう企業努力というのを仮にした場合どの箇所が一番省力化をできると、どういう部分がやっぱり、こんなに1,200万円ほどの違いが出てきて、それでも工事ができるとこういうことがいえる、そのどういう部分を努力すればこういうふうになるのか、町のほうでは具体的にどのように見方をしておりますか、そんなのは業者の勝手な話だから分かりっこないという程度のものなのか。やっぱり、この辺の努力をしたんじゃないかということで、専門的に町のほうで対応しているであれば、分からないわけではないと思いますが、この辺をどういうふうに見ればいいのか、参考までに聞いておきたいと思います。

本体の入札は入札であります、電気工事これに具体的にどの程度かかったのか、そして設計、これにかかったのか、それぞれ入札の状況について聞いておきたいと思います。

○副議長 副町長、薄友喜君。

○副町長 まず第1点目のですね、条件付の一般競争入札について今後も、そういう方向でいくのかというお話でございますが、町の基本的な考え方につきましては、これまでも申し上げて参りました。いわゆる町内でできる業者については、町内の業者に指名競争入札で入札を執行しております。町内でできない工事等については、喜多方、若松或いは、会津でできない場合については、福島県というふうな考え方のもとで執行してきたわけでございます、一時は指名競争入札で執行してきたわけでございますが、最近はいわゆる一般競争入札の方向で、全国的にはそういう方向でとられております。町につきましては、いわゆる工事の内容によりまして、今申し上げたように、会津、或いはいわゆる福島県というようなことで、それぞれ工事の内容によって条件を付けて、一般競争入札を執行してきたということでございます。

今後につきましても、その基本的な考え方は変わりません。町内でできる工事等については、町内の業者で執行と。それから町内でできない工事等については、会津或いは喜多方、そこでできない場合については、県、福島県でもない場合については、東北とか関東というふうなそういう考え方でこれまでも条件付きの一般競争入札をしてきた経緯がございますので、その方向で今後も継続していきたいというふうに考えております。

○副議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 それでは2点目でございました、2点目は見積価格と申しますか、どうしたら設計額との差をどの部分で埋めているのかというふうな質問でございました。

低入札調査を行いました。その時にはですね、すべてどのように設計額を算定したのかというふうなことで、下の積み上げた見積書、細部に渡る見積書も添付させるというふうな形で提出させました。それで設計額と比較をしますと、まずまんべんなく、下回っているというふうなことはまずいえるかと思えます。特にですね、補強工事ということで、先ほどいいました壁の補強工事さらには、ブレースを入れる工事、そういったものにつきましては、見積りで計上する部分が多いわけでありましたが、それらにつきましては、実勢価格でもってあげているということで結構大きな差が生じておりました。あとは金属工事と、それから金属建具工事とサッシ、金属にかかる工事でございます。これらにつきましても、ちょっと大きな差が生じておりました。あとは解体工事、そういったものにつきましても、工事設計額とは大きな金額の差が生じていたということでございます。これらにつきましては、専属の協力業者、下請業者でございますね、そちらと協議をしながら、今までの契約を通して本工事に合った形で見積りを徴してそれでもって積算をしたというふうな説明でございました。

あとですね、一番まず大きいのは諸経費の部分は、大きく削っているということでございます。本来会社の利益としてあがる部分であります、その部分を抑えて入札をしているというのが結果でございました。

もう一点は電気工事についてでございます。電気工事につきましては、4月28日に入札を行いました。本工事につきましては、町内に事務所を有する電気工事業の業者さん4社を指名いたしまして、指名競争入札で行なっております。設計金額が、入札書の比較金額で631万8千円、消費税込みで663万3千9百円という設計額でございました。それに対しまして、入札額は600万円、税を含めると630万円というふうな形で入札が執行されました。

答弁漏れがございました。設計監理の委託でございます。設計監理につきましては、工事は2つに分離しておりますが、電気工事を含めての金額でございます。設計監理を含めまして、委託料が1,438万5千円でございます。

○副議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 簡単に申し上げますが、本体工事、電気工事、それぞれ入札を行っているわけです。ただ設計について1,438万5千円、これは随意契約ですよね。相見積りによる随意契約だと。でなぜこれだけ、随意契約、相見積りなのかと。町内でできる業者は町内で、非常にいいことですよ。そして、600万円で落とすと。別にこれはなんら指摘することではないわけですが、1,438万5千円。これだけは特別扱いということなのか。同

じ工事の一括りのなかでこれだけ外さなければ、随意に契約して、あなたのほうでぜひや
ってくださいと言わなければならないものは一体どこにあるのかと。

○副議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 設計監理委託の契約についての質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、委託につきましては随意契約で契約しております。工期が1月19
日から22年の2月12日ということで、監理も含めて発注しておりますのでそういった形
で工期を確保しまして、契約をしたということでございます。なぜ随意契約かというふう
なことでございますが、今次の野沢小学校の耐震補強工事につきましては、先ほども申し
上げましたように、国の第1次補正によって急きょ予算化をして工事を実施することにな
ったわけでございます。それで今回の工事は校舎本体だけでなく、体育館も一緒に耐震
工事をやるというふうなことでございまして、あくまでも20年度事業でございまして
工期はいくら遅くても21年度中には終了しなければならないと、さらには冬期間の工事
はまず難しいだろうということで、いわば降雪前までは終了したいというふうなことで、
考えたところでありまして、今こんな形で発注して極力早く工事に着手していかなければ
ならないというふうな状況になっているところでございます。そんなことでですね、入札
をして業者を決定するだけの時間的な余裕がなかったということでございます。

それで本来であれば耐震診断の業務は、会津若松市の業者さんが実施しております。耐
震補強診断を実施した業者に委託をすべきところであったわけでありまして、その業者
につきましては、平成19年度に民事再生法の適用を受けまして廃業というような形にな
っております。したがって、その業者さんに頼むことができなかったということがまず
1点ございます。これまで委託をしました株式会社清水公夫研究所につきましては、西会
津中学校や交流物産館、西会津町の各種施設の建築工事にあたっていただいた業者で
ありまして、工期のないなかでですね、機動力を持ち合わせているとそういった状況で委託を
せざるを得なかったというふうな状況でございます。ご理解いただきたいと思ひます。

○副議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 国の関係するものだったらなおさらのことね、やっぱりね、公明正大そして、
今は設計というのは、いろいろつながりのあることなんですよ、この清水設計事務所とい
うのは。ただそういうことだけでね、行うということだけではなくて期間がないとかある
とかという問題ではないんです、私が言っているのは。やっぱり、こういうところにま
でも業者に600万ぐらいの入札をさせておいてですね、1400、何十万という金がさだけは、
これはあなたの方ですよということではないの。工期がそういうことであれば、やむを得
ないと思ひますよ。どうしてもこういうこと対応していったなかで遅れるといったこと
であれば。なんでもかんでも、そういうことだけを理屈を付けながら、やらせるという
ことについては、説明に無理がある。無理が。こういうことを含めながら、これからきち
っと公明正大に、そしてどんな入札でもちゃんと分かりやすく説明のできるような工
事にしていただきたいとこう申し上げて終わります。

○副議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、野沢小学校校舎及び体育館耐震補強(建築主体)工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、野沢小学校校舎及び体育館耐震補強(建築主体)工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○副議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○伊藤要一郎 先ほど、答弁できない部分がありましたのでお答えを申し上げたいと思います。

住宅ローン減税の対象者でございますけれども、平成20年度50人、その減税の金額といたしまして、177万7,200円ということでございます。本年度の算定につきましては、これから賦課の算定をするわけでありまして、現在把握している人数といたしましては、52人ほどでございます。金額は今後の算出ということでご理解をいただきたいと思っております。

○副議長 本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、山口博續君。

○町長 本臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会にあたりましては、平成21年度補正予算をはじめ、町政当面の重要な案件につき、ご審議を願ったのでございますけれども、皆さまにはご精励を賜り、議案の全部についてご承認をいただきました。衷心より感謝を申し上げます。

ご議決いただきました議案その他の案件につき、皆さまから表明されましたご意見を十分尊重し、誠意をもって町政に反映していく所存であります。

近頃異常とも思える気象条件の日もありますので、皆さまには、益々ご自愛のうえ、町勢進展のため、ご尽力、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

○副議長 これをもって平成21年第3回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(12時18分)